

九十九里都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年5月27日

千葉県

九十九里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

目 次

1. 都市計画の目標	1
1) 都市づくりの基本理念	1
①千葉県の基本理念	1
②本区域の基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	4
1) 区域区分の決定の有無	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	5
1) 都市づくりの基本方針	5
①集約型都市構造に関する方針	5
②広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針	5
③都市の防災及び減災に関する方針	5
④低炭素型都市づくりに関する方針	5
2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
①主要用途の配置の方針	6
②土地利用の方針	7
3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
①交通施設の都市計画の決定の方針	9
②下水道及び河川の都市計画の決定の方針	11
③その他の都市施設の都市計画の決定の方針	12
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	13
①基本方針	13
②主要な緑地の配置の方針	13
③実現のための具体的な都市計画制度	14
④主要な緑地の確保目標	15

1. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

①千葉県の基本理念

千葉県では、人口減少や少子高齢化の進展、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素社会の構築、豊かな自然環境の保全等都市を取り巻く社会情勢の変化や、それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりにおいては、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継承し、持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。

「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」

低未利用地や既存ストックなどを活用しながら、公共公益施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。

「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」

広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふさわしい物流などの新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性化を目指す。

「人々が安心して住み、災害に強い街」

延焼火災を防ぎ緊急輸送路ともなる幹線道路、様々な災害に対応するための避難路や公園などのオープンスペース等の整備・確保、河川や都市下水路等の治水対策、密集市街地の解消などを進め、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目指す。

「豊かな自然を継承し、持続可能な街」

身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。

②本区域の基本計画

本区域は、千葉県の東部、九十九里浜のほぼ中央に位置し、東は太平洋に面し、西は東金市、南は真亀川を境として大網白里市に、北は、山武市に隣接している。

また、本区域は、北部に位置する作田地区、中央部に位置する片貝地区、南部に位置する豊海地区で形成されており、更に農村集落とそれを囲む田園風景からなる岡地区、漁業や水産加工業、商業を職業とする納屋地区という2つの地域により形成されている。

本区域は、海岸線にほぼ平行な砂堆列と低湿地が規則正しく形成された海岸平野で、

豊かな緑地に恵まれた真亀川や作田川が町域を流れており、古くからいわし漁と海水浴場で街が活況を呈した。また、平成10年度には東金九十九里有料道路が開通し、夏季観光シーズンの県道東金片貝線、東金豊海線の渋滞は解消され、今後は地域振興への活性化が期待される。

本区域は、豊かな海洋資源を活用したレクリエーションの場として整備を推進するとともに、交通体系等の形成に併せて物流機能、研究開発機能等の集積を図っていく必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。

- 地域特有の風土に根ざして、成長してきた町の環境や文化を大切にしながら、均衡ある緩やかな成長と発展を目指す。
 - ・河川、海洋の水質、海浜、防風林等の自然環境や歴史的な成り立ちにより形づくられてきた居住環境、あるいは暮らしを支える様々な施設が均衡と調和をもって守り整えられるようにし、また、国際的な人、物、情報の交流が増大する中で、観光、農業、漁業などの産業の活性化及び、国際人としての人材の育成のため、国際交流を積極的に進める。

- 様々な年齢層の住民や働く人が、充実した暮らしを実現できるように支援するため、既存の施設の修復と不足する施設の整備を行う。
 - ・本区域における人口減少、少子高齢化への対応や行財政運営の効率化を図るため、既存の公共施設の修復や改善にあわせて、施設の集約化を含め、様々な階層や年齢の人々による活動の交流が図れるように施設の見直しを行う。また、企画、計画段階から関係する住民の参加を図り、整備や修復後そこから町民の活動が生まれ、施設の管理運営にも住民の参加が得られるようにする。

- 本区域の様々な仕事が、相互に関連しあいながら発展するように支援し、新しい魅力ある「仕事」づくりのための条件を整える。
 - ・本区域の主要な産業である漁業、農業、水産加工業、商業、観光が相互に関連する中で新しい展開を図り、若者が定着するような新しい産業づくりを支援する。また、産業の拠点としての機能、交通体系の中心としての機能を整えることによって、仕事の中心としての役割を充実させる。

- 住民の暮らしや、仕事を支える骨格となる生活・産業基盤の整備を促進し、また、環境問題や防災対策についても推進する。
 - ・交通体系や幹線道路、生活道路を整備すると共に、衛生的な生活空間づくりのための排水対策方法の研究・検討を行う。また、水害・地震・火災等の防災対策の強化のため、防災拠点の整備を推進し、水質汚濁・大気汚染・廃棄物の不法投棄等の公害対策強化も図る。さらに、低炭素なクリーンエネルギー活用のため、太陽光発電を推進する。

2) 地域ごとの市街地像

用途地域内を市街地整備ゾーンに位置付け、都市的土地利用及び道路等の都市施設整備を進め、快適で利便性の高い市街地環境づくりを図る。また、商・工・住のそれぞれの用途にふさわしい個性ある地区づくりをすることにより、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。

用途地域外の住宅と工場が混在する地区、県道東金豊海線及び県道東金片貝線の沿道、用途地域に隣接し宅地化が進んでいる地区等、住・商・工の都市的土地利用が混在する地区を集落環境改善ゾーンに位置付け、無秩序な宅地化を抑制しつつ、計画的な施設の集約化や周辺環境整備を進め、田園環境に配慮した適切な土地利用を誘導する。

片貝漁港、商工会館、サンライズ九十九里及び平成27年4月にオープンした「海の駅九十九里」の周辺を海浜交流推進ゾーンに位置付け、本区域の新たな活力・交流を創出する空間づくりを進める。また、交流の拠点形成を図るとともに浜辺を中心に海水浴、イベント、スポーツ大会等による交流を図る。

主要地方道東金片貝線沿道地区（片貝地区）、豊海小学校及び作田保育所の各周辺を生活拠点形成ゾーンに位置付け、人々が交流する拠点とするとともに、日常生活の利便性を支える施設や生活環境を整備することにより、居住地として充実を図る。

真亀川、作田川、宮島池親水公園、真亀川総合公園を自然環境保全・活用ゾーンに位置付け、豊かな自然環境を次世代に残すとともに、誰もが気軽に訪れ、楽しむことができる自然とのふれあいの場として交流・レクリエーション機能の向上を図る。

本区域の多くを占める農地や集落等を農業環境保全・調整ゾーンに位置づけ、優良農地では、良好な営農環境を今後とも保全するとともに、槇塚や屋敷林に囲まれた既存集落では、集落環境の向上と美しい景観の保全を図る。また、近年の無秩序な開発が進行した地域では、周辺の自然環境や既存集落と共生した住宅地を誘導する。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、人口については近年減少傾向が続いている。今後も、市街地整備や各種活性化事業による人口の流出の抑制を図るが、全体の人口としては減少傾向が継続すると予測されることから、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は、見込まれないと判断される。

以上のことから、本区域においては区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 都市づくりの基本方針

①集約型都市構造に関する方針

現在、主要地方道東金片貝線沿道地区（片貝地区）、豊海小学校及び作田保育所の各周辺には公共施設や商業施設が立地している。

また、豊海・片貝・作田納屋地区は住宅を中心とした市街地が形成されており、真亀地区の国民宿舎サンライズ九十九里周辺、片貝漁港周辺、県道飯岡一宮線及び町道1-5号線沿道は、商・工業施設や観光関連施設が立地している。

今後、これら公・住・商の各地区を拠点とし、地域の特性に応じて、都市機能や居住機能の集積を図るとともに、小関地区に新たに整備された「海の駅九十九里」の観光機能を生かし、片貝漁港周辺への観光関連施設等の集積を推進する。

また、各拠点を結ぶ路線バス等の公共交通や、道路ネットワークの充実により連携を強化していく。

②広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針

圏央道の整備に伴い、県外からの交通アクセスも容易となり、本区域への新たな交流人口の増加が期待できる。また、東金九十九里有料道路や、九十九里有料道路に関連するインターチェンジなどの県内観光におけるターミナル機能の強化や、充実による観光振興を図ることにより、観光産業のさらなる集積を図る。

③都市の防災及び減災に関する方針

地震や都市火災等発生時の都市機能を確保するため、建築物の耐震化や不燃化、液状化対策を推進するとともに、一時的な避難所、あるいは延焼を抑制する公園や緑地等のオープンスペースの確保に努める。併せて、津波対策として、海岸堤防及び河川堤防の整備や、九十九里有料道路のかさ上げ等を推進する。

災害発生時において、医療拠点として活躍する東千葉メディカルセンターや、津波避難タワー等の各災害拠点施設を連携する避難路の整備により、ネットワーク化を強化する。

都市型水害の発生を抑制するため、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図るとともに、雨水排水施設の整備を進め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、有事の際に安全に避難できるよう、避難訓練を実施し、町民の防災意識の向上を図る等、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災対策を推進する。

④低炭素型都市づくりに関する方針

交通渋滞や環境負荷を緩和するため、集約型都市構造の形成や公共交通機関の利用促進を図る。また、公園等の整備による緑化を推進することに加え、太陽光発電等のクリーンエネルギーの活用を促進することにより、CO₂の削減やヒートアイランド現象の緩和につながるよう、環境負荷の少ないまちづくりを促進する。

2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

①主要用途の配置の方針

a 商業地

ア. 片貝納屋地区の既成市街地（片貝地区）

生活用品を中心とした商店街が形成されており、本区域の中心市街地となっている。今後は、生活道路や排水路等の修復的な生活基盤施設整備を進め、また空き地、空き家の対策や低未利用地の有効活用を図る。

また、今後、新たな観光及び商業の施設需要に対応できるよう、快適で利便性の高い市街地づくりを図る。

イ. 旧片貝駅周辺地区及び商工会館周辺地区（片貝地区）

本区域の活動の中心として、商業・業務機能、交通ターミナル機能を整備し、自然公園を含めた中心市街地の回遊性向上、活気ある魅力的なまちなみの形成と産業の活性化を図る

本区域の活動の中心として、商業・業務機能、交通ターミナル機能を整備し自然公園を含めた中心市街地の回遊性向上、活気ある魅力的なまちなみの形成と産業の活性化を図る。

ウ. 作田地区の既成市街地

片貝納屋地区と同様、生活基盤施設整備を進め、また、民間活力の導入による観光レクリエーション施設等の立地を図る。

エ. 豊海納屋地区の既成市街地

豊海海水浴場などの海辺を訪れる人々が利用する民宿や漁業・水産加工業の施設が集積しており、今後は片貝納屋地区、作田地区と同様に生活基盤施設整備を進めるとともに、新たな観光及び商業の施設需要に対応できるよう、快適で利便性の高い市街地づくりを図る。

オ. 国民宿舎サンライズ九十九里周辺（真亀地区）、海の駅九十九里（小関地区）

店舗、宿泊施設や観光施設が集積しており、漁業・水産加工業の施設との連携により、産業と暮らしのにぎわいのある、魅力的なまちなみ形成と産業の活性化を図る。

b 工業地

ア. 漁港区域及び海岸側区域

点在する漁業・水産加工業の施設を移転集約化するなど、漁港区域としての利用を促進する。

ｃ 住宅地

ア．片貝納屋地区及び豊海納屋地区

納屋集落のまちなみを継承しながら住宅地利用、住環境及び防災性の向上を図り、また、第一種中高層住居専用地域については、住民のための比較的規模の大きな便利施設の立地を許容する地区として位置づけられており、特別工業地区については、主要な地場産業である水産加工場を保護及び育成する地区として位置づけている。

イ．作田納屋地区

良好かつ魅力的な新規住宅の供給と、長期滞在型住宅、道路、公園等の整備などを行い、また、娯楽レクリエーション地区については、海浜型の広域的な観光・レクリエーションの拠点形成のため基盤整備、施設誘導を推進する。

②特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

ア 用途転換、用途鈍化又は用途の複合化に関する方針

片貝地区の商工会館周辺地区では現在、漁業・水産加工業の施設が集積しているが、今後、中心市街地の拠点としての機能拡充、また、観光商業の拠点としていくため、用途転換及び商業核施設を整備する。

イ 居住環境の改善又は維持に関する方針

用途地域を除く白地地域については、開発の動向は沈静化しているが、引き続き、無秩序な開発を抑制し、計画的かつ適正な宅地開発を誘導し、周辺環境に配慮した良好で快適な住環境の形成を図る。

また、県道東金片貝線沿道及び県道東金豊海線沿道については、沿道における無秩序な開発を抑制し、計画的かつ適正に都市的土地利用を誘導、良好な沿道のまちなみを形成する。

防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適正な管理を促進するなどし、居住環境の改善や維持を図る。

ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内や、集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。

海浜地区に生息する塩生植物や防風林、農村集落の榎や屋敷林については、本区域の貴重な風致を呈する地区として保全を図る。

エ 優良な農地との健全な調和に関する方針

用途区域を除く一団性を持つ農地は、本区域にとって貴重な優良農地であり、今後とも農用地として保全を図り、農業生産基盤整備を進める。

オ 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

真亀川、作田川沿いに一帯の集団農地があり、溢水や冠水等による災害の発生の恐れがあるので、当面、災害防止上保全すべき地区として市街化の抑制に努める。

カ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然環境を形成している農村集落の楨榎や屋敷林は、都市的土地利用との調整を図りながら、適正に保全・育成を図る。

松林と、美しい海岸線による優れた自然環境を有する九十九里海岸の、県立九十九里自然公園区域の保全を図る。また、これらの本区域の骨格的緑地をつなぐ真亀川や、作田川とその河川緑地は、水辺生物の生息や都市環境に潤いを与える優れた自然環境であり、保全・活用に努める。

キ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

片貝岡、豊海岡、作田岡地区については、地域の中心的な集落地であり、自然環境にとけ込んだ田園風景を継承し、農業的環境との調和を図りつつ、集落環境整備を進める。

3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

①交通施設の都市計画の決定方針

a 基本方針

ア. 交通体系の整備方針

本区域の幹線道路は、南北に3路線（県道一宮片貝線、県道飯岡片貝線、県道飯岡一宮線）と、東西に2路線（県道東金片貝線、県道東金豊海線）を骨格に格子型の道路体系を構成している。また、広域道路は東金九十九里有料道路と九十九里有料道路が立地し、観光及び広域アクセスに活用されている。一方、町内の幹線道路については、現在の車社会への対応が不十分な状況にあることから、狭隘道路の拡幅、歩道整備、路面改善等、都市計画道路を中心とした整備を促進する。さらに、少子高齢社会の進展や、観光をはじめとする様々な分野で活発な交流や連携を深めていくためにも、地域の実情や利用者のニーズに応じて、公・住・商の中心地区を連携する道路ネットワークの整備を図る。

上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域の交通体系の整備の基本方針は、以下のとおりとする。

・県道飯岡一宮線バイパス(都市計画道路3・4・1号)の整備

飯岡方面からの、通過交通の円滑化や観光道路としての充実を図るため、関係機関との調整を進め、県道飯岡一宮線の整備を促進する。県道については、安全性と利便性の確保が求められることから、狭隘部分や急カーブの解消及び交通安全面からの歩道の設置を図る。

・都市計画道路の整備

都市計画道路の整備は、まちづくりにおいて交通条件を向上するだけでなく、土地利用を誘導する面でも位置付けられる。このことから都市計画決定されている道路については、関係機関との調整及び住民との合意形成を進め、整備を図る。

・安全で快適な道路空間の整備

町道の整備にあたり、広域連絡機能を有する路線については、近接市町と協議し整備を推進します。また、狭隘部分や急カーブ等の改修についても計画的な整備の推進を図り、また、本区域の土地利用や道路体系と整合を図りながら、適正な路線に対し、歩行者の通行を優先とするコミュニティロード化を検討する。

・公共交通の維持

今後の、高齢者の増加や自動車による大気汚染等を考慮すると、バスは生活を支える重要な地域内の公共交通機関である。そのため、住民の日常生活の利便性を確保し、都市環境を保全するため、バス路線の確保を図るとともに、運行支援策等についても検討する。

なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、必要な見直しを行う。

イ. 整備水準の目標

【道路】

都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約1.0km/km²(平成22年度末現在)が整備済みであり、引き続き交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア. 道路

【主要幹線道路】

- ・都市計画道路3・4・1号真亀納屋北川岸線
九十九里海岸部を横につなぎ、海浜レクリエーションの一体化を確保し、本区域の中心部と地区核の結びつきを強め、地域活性化の軸とする。
- ・都市計画道路3・4・3号西ノ下西線
本区域の中心部と近隣市の東金市、または千葉市等を結ぶ都市レベル幹線道路として機能する。
- ・都市計画道路3・4・2号不動堂納屋下貝塚丘線
豊海納屋地区の中心部と、豊海岡地区を結ぶ地区幹線道路として機能する。

【幹線道路】

- ・都市計画道路3・4・4号浜川山中線
各都市計画道路とリンクさせ、有機的に地区間を結び付け、現飯岡一宮線の交通機能を分担し、同路線の生活幹線軸として位置づけを補助する。
- ・都市計画道路3・4・5号南川岸山中線
作田地区と他地区との結びつきを強め、生活幹線軸として整備し、また、本区域のリゾート計画との整合性を図り、新たな開発の軸とする。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設等は、次のとおりとする。

主要な施設	名称等
道路	都市計画道路3・4・1号線真亀納屋北川岸線

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア. 下水道及び河川の整備方針

本区域では未浄化の生活排水の排出により、真亀川や作田川等の河川、用水路等の汚濁への対応が大きな課題となっている。また、今後、市街化の進展が予想されることから住環境の保全・向上の面における公衆衛生の保持、安全で快適な生活環境の確保がより一層求められている。

このような状況を踏まえ、今後の市街化の進展や土地利用動向に対応し、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、健全で安全な都市環境の確保に努める。

また、降雨時の雨水流出を抑制するため、森林や農地の保全とともに、宅地開発等における雨水貯留浸透施設の整備推進等、総合的な流出抑制策を講じる。

【下水道】

- ・市街地における下水道の整備については、地域の特性に応じて効率的・効果的な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。
- ・市街地外の集落地等においても、生活環境の改善・向上のため、必要に応じて、適切な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を図る。

【河川】

- ・本区域は二級河川の真亀川や作田川と支流の浜川、細屋敷川がある。

両河川沿いには、一団の農地があり、豪雨時に湛水し農業災害をもたらすため、今後は災害防止の観点から整備を促進し、また、自然の生態や植生を生かした修復や親水空間づくりを図る。

イ. 整備水準の目標

【下水道】

汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。

【河川】

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。

b 主要な施設の配置の方針

ア. 下水道

汚水処理については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。

雨水排水については、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。

イ. 河川

真亀川、作田川は、引き続き河川改修事業を促進する。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名称等
河川	・二級河川真亀川、二級河川作田川

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、必要となるその他の公共施設について整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

ごみ処理施設については、資源の有限性とごみの効率的な処理という観点から、ごみの減量化、再資源化を積極的に取り組むとともに、東金市、大網白里市、九十九里町を処理対象地域とした、ごみ処理施設の整備を図る。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域は、海浜部に九十九里浜の優れた自然環境を有し、本区域の大半は、海岸線に、ほぼ平行な砂堆列と低湿地が規則正しく形成された海岸平野で、砂堆上に農家集落として、屋敷林や榎が美しい岡集落が形成され、豊かな緑地に恵まれた真亀川や作田川は、太平洋へと流れている。これらは、本区域の自然環境の骨格をなすものであるとともに、景観上及び防災上も重要な機能を担っている。

また、市街化の進展にあわせ、身近な憩いの場や地域資源を生かした交流拠点・水と緑に親しむ場など、魅力ある都市環境の形成が求められている。

このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と、必要とされる緑地の確保を次のように進める。

- ・都市の安全や、潤いを守る骨格となる緑の保全育成を図る。
- ・都市を回遊し、潤いと憩いを与える水と緑のネットワーク軸を形成する。
- ・身近に利用できる公園・緑地の計画的・効率的整備を図る。
- ・現在整備中の真亀川総合公園を拠点に、河川を生かした整備を促進する。

・緑地等の確保目標水準

身近な自然環境とふれあえる生活環境を実現するため、道路、河川、公園、緑地等の公的空間において、樹木を始めとする緑の増加に努める。

また、都市公園等は、歩いていける範囲に公園等の整備を推進するとともに植樹面積の増加に努め、概ね20年後に、住民一人当たりの都市公園等面積を、20平方メートル以上とする。

②主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

ア. 九十九里海岸沿岸

県立九十九里自然公園内の松林は、保安林として保全・育成を図る。

イ. 真亀川、作田川沿いの河川緑地

まとまった樹林地等を生かし、潤いのある水辺空間創出のため、保全・育成を図る。

ウ. 市街地・集落地内の緑地

市街地内のまとまりのある樹林地、岡集落の良好な屋敷林や榎、境内林等の緑地の保全を図る。

b レクリエーション系統

ア. 地域全体

市街地内でコミュニティ活動や、健康づくりの拠点となる近隣公園の整備するため、地域の協力を得ながら住民の意向に対応した整備を検討し、また、少子高齢化に伴い、身近な公園である街区公園についても、地域のニーズや特性に適応した公園づくりを検討する。

イ. 海浜地区

海浜地区については、大都市圏外縁部の大規模スポーツ・レクリエーション整備地区として位置付けられており、今後も海浜地区の整備保全を行い、自然型レクリエーション地区としての促進に努める。

c 防災系統

ア. 地域全体

風水害防止のため、保水機能を有する森林等、遊水機能を有する農地等の保全を図る。

地震・津波等の災害発生時に、周辺住民の避難場所となり、災害後の救急・復旧活動の拠点となる公園・緑地の整備、充実を図る。

イ. 市街地

地震災害時における安全を確保するため、公園・学校の避難場所、防災拠点整備するとともに、安全な避難路の整備によるネットワーク化を図る。

d 景観構成系統

ア. 地域全体

雄大な、海と松林の九十九里海岸の海浜景観、親しみのある田園景観、農家集落として、屋敷林や楨塚の美しい岡集落の景観は、本区域の個性を景観資源として保全を図る。

イ. 真亀川、作田川等

真亀川、作田川や市街地の水路は潤いのある河川景観として、また、水と緑のネットワークの軸として配置する。

e その他

ア. 岡集落地域

宮島池周辺は、自然環境に優れた町民の憩いの場になっており、このことから風致公園としての確保を検討し、自然環境の保全を図る。

③実現のための具体的な都市計画制度の方針

a 公園緑地等の施設緑地

ア. 街区公園、近隣公園

コミュニティ活動や、健康づくりの拠点となる近隣公園や街区公園の整備を推進する

イ. 総合公園

真亀川総合公園における、既に拠点となる不動堂エリアや遊歩道としての園路等の整備は、ほぼ完成している。今後は地域の特性や植生を生かし、

住民が豊かな自然の中で様々な活動や文化が、積極的に育まれる公園として、交流・レクリエーション機能の向上に寄与する整備を推進する。

b 地域制緑地

市街地や集落地内の良好な屋敷林、境内林については、緑化保全条例等の制定を検討し、積極的な保全を図る。

また、宮島池公園周辺を、風致地区とするなど生態系の拠点として緑豊かな空間を創設し、多様なレクリエーションの場として整備する。

④主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。

a 公園緑地等の施設緑地

種 別	名 称 等
総合公園	真亀川総合公園

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。